

判決年月日	平成 2 8 年 1 月 2 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 7 年（行ケ）第 1 0 0 6 6 号		
○名称を「再構成可能命令セル・アレイ」とする特許発明についての特許出願査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟において，論文を引用例とする引用発明の認定に誤りがあり，相違点を看過したとして，審決を取り消した事案。			

（関連特許）特願2008-508300号（本願発明）

（関連条文）特許法29条2項

判決要旨

1 事案の概要

本件は、名称を「再構成可能命令セル・アレイ」とする特許発明についての特許出願拒絶査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。

争点は、進歩性の有無及び手続違背である。

審決は、“Low Power Coarse-Grained Reconfigurable Instruction Set Processor”，「低消費電力 粗粒度結合型再構成可能なインストラクションセットプロセッサ」（LNCS, Field-Programmable Logic and Applications, 2003年9月, Vol.2778, p.230-239）と題する論文（引用例）に基づき、引用発明について、「・・・コンパイラを含む主演算装置とを備えるプロセッサ」と認定し、本願発明と引用発明との一致点の一つに「復号モジュール」である点を認定し、引用発明に周知技術を適用して、相違点に係る構成は容易に想到し得ると判断した。

2 判断

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

(1) 引用発明の認定について

FPGA(Field Programmable Gate Array)等のPLD（(プログラマブル・ロジック・デバイス)の技術分野における技術常識を踏まえると、「コンパイラ」には、HDLなどの高級言語を0と1とからなる機械語（アセンブラ）に変換すること、あるいは、プログラミング言語で書かれた、プログラムのソースコード（原始コード）を、機械語、ないしバイトコードなどの中間言語によるオブジェクトコード（目的コード）に翻訳(変換)することを意味する第1の意義と、PLDの開発手順における論理合成、又は論理合成と配置配線のことを意味する第2の意義があるのに、審決は、引用例における「コンパイラ」を誤って理解し、引用発明の認定を誤った。

(2) 相違点の看過について

上記のとおりとしても、引用発明の「主演算装置」に「復号モジュール」を備えるといえる場合には、一致点の認定に誤りがないと解される余地があるが、引用例を検討しても、引用発明の「構成」は符号化されたものであるか否かは不明であるから、引用発明のプロセッサに「復号モジュール」が含まれるかは不明である。

したがって、審決は、引用発明が、モジュールが受けた「構成」を復号する機能を有するか、すなわち、「復号モジュール」を含むか否か不明である点を本願発明との相違点として認定すべきである。

(3) 審決のした引用発明の認定、一致点の認定には誤りがあり、これは相違点の看過につながることから、原告の取消事由には理由がある。